

一 争議発生ノ場所 新下各埠町東四丁目九十三番地  
二 事業主側

名称 吾埠精餉所  
工場主 清岡榮之助

資本金 一百万円 (個人経営)  
事業 製 鉄

企業系統 ナシ  
使用労働者 二三〇名

三 労働者側  
争議参加者 八一〇名

今上中組合加入者 全労働東金属産  
吾埠支部全員加入

四 争議発生ノ時 十二月三日  
五 争議発生ノ原因

工場主ハ成績不振ニ依リ難高ヲ打倒スヘク大量製産ニ着眼シ  
本年八月半煙一基増設シ計二基ト為レタルニ能率増進セリ  
又去ル十一月三十日ヨリ(秋採)正延職工ニ對シ別記掲示ヲ  
為レタルニ端ヲ發ス

六 要求條項並ニ交渉状況

右掲示サル、又組合加入ノヨリ工八十一名ハ工場主ノ  
発表ハ賃増ヲ容下スルモノナリトシテ寧マ協議ノ結果本月三  
日午後零時四十分ヨリ池田久松外十名工場主ト會員シ別記ノ  
如キ要求書ヲ提出シ交渉シタルニ工場主ハ要求書ニ目ヲ觸レ  
ス從書質ハ賃銀値下ケナリトシ工場主ハ賃銀ノ増額ヲ要策シ  
タルモノニシテ万一減収ノ場合ハ從前合採以上ニ賃増ヲ交付  
スヘルト主張シ共資昂憤、儘別レタリ然シテ工場主ハ今回ノ  
主張者ナレ池田久松及大友章ノ兩名ニ辞職ヲ勧告セリ  
更ニ四月午後零時十分ヨリ前記池田久松外三名工場主ト會員ニ